

平成 27 年奈良県広域消防組合議会第 1 回定例会会議録

平成 27 年 2 月 27 日（金曜日）午後 2 時 20 分 開会

議 事 日 程

平成 27 年 2 月 27 日（金曜日）午後 2 時 20 分 開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 管理者行政報告
- 日程第 4 議第 1 号 奈良県広域消防組合行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議第 2 号 奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議第 3 号 奈良県広域消防組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議第 4 号 奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議第 5 号 平成 26 年度奈良県広域消防組合桜井消防事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 9 議第 6 号 平成 26 年度奈良県広域消防組合五條消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 10 議第 7 号 平成 26 年度奈良県広域消防組合大和郡山消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 11 議第 8 号 平成 26 年度奈良県広域消防組合西和消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 12 議第 9 号 平成 26 年度奈良県広域消防組合宇陀消防事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 13 議第 10 号 平成 26 年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 14 議第 11 号 平成 27 年度奈良県広域消防組合一般会計予算について
- 日程第 15 議第 12 号 平成 27 年度奈良県広域消防組合山辺消防事業特別会計予算について
- 日程第 16 議第 13 号 平成 27 年度奈良県広域消防組合桜井消防事業特別会計予算について
- 日程第 17 議第 14 号 平成 27 年度奈良県広域消防組合五條消防事業特別会計予算について
- 日程第 18 議第 15 号 平成 27 年度奈良県広域消防組合大和郡山消防事業特別会計予算について

日程第 19	議第 16 号	平成 27 年度奈良県広域消防組合西和消防事業特別会計予算について
日程第 20	議第 17 号	平成 27 年度奈良県広域消防組合宇陀消防事業特別会計予算について
日程第 21	議第 18 号	平成 27 年度奈良県広域消防組合葛城消防事業特別会計予算について
日程第 22	議第 19 号	平成 27 年度奈良県広域消防組合吉野消防事業特別会計予算について
日程第 23	議第 20 号	平成 27 年度奈良県広域消防組合中和消防事業特別会計予算について
日程第 24	議第 21 号	平成 27 年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計予算について
日程第 25	議第 22 号	平成 27 年度奈良県広域消防組合香芝・広陵消防事業特別会計予算について
日程第 26	議第 23 号	平成 27 年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計予算について
日程第 27	議第 24 号	財産の取得について
日程第 28	報第 1 号	損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
日程第 29	一般質問	

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（25名）

1 番 大 橋 基 之 君	2 番 森 中 利 也 君
3 番 竹 村 匡 正 君	4 番 寺 田 典 弘 君
5 番 松 井 正 剛 君	6 番 牧 野 雅 一 君
7 番 更 谷 慈 禧 君	8 番 金 銅 成 悟 君
9 番 岩 崎 万 勉 君	10 番 中 西 和 夫 君
11 番 今 中 富 夫 君	12 番 疋 田 俊 文 君
13 番 西 浦 正 哲 君	14 番 木 治 正 人 君
15 番 下 村 正 樹 君	16 番 栗 山 忠 昭 君
17 番 大 丸 仁 志 君	18 番 吉 田 誠 克 君
19 番 細 川 佳 秀 君	20 番 東 川 裕 君
21 番 植 村 家 忠 君	22 番 藤 山 量 雄 君
23 番 川 北 肇 君	24 番 森 井 常 夫 君
25 番 山 村 美咲子 君	

欠席議員（0名）

地方自治法第 121 条の規定により出席した者

管 理 者	森 下 豊 君	副 管 理 者	上 田 清 君
副 管 理 者	北 岡 篤 君	消 防 長	平 城 満 君
副 消 防 長	山 本 洋 君	副 消 防 長	山 内 孝 道 君
運営企画室長兼議会事務局長	上 島 秀 友 君	総 務 部 長	藤 谷 光 弘 君
警 防 部 長	中 南 仁 克 君	救 急 部 長	植 田 憲 順 君
予 防 部 長	藤 田 昭 太 郎 君	企 画 調 整 監	松 本 和 彦 君
会 計 管 理 者	西 川 太 平 君	運営企画室次長	堀 井 能 成 君
総 務 部 次 長	松 田 晴 友 君	警 防 部 次 長	山 本 良 夫 君
救 急 部 次 長	丹 治 準 治 君	予 防 部 次 長	宮 田 直 樹 君
通信準備室長	松 本 圭 祐 君	監査委員事務局長	井 上 和 幸 君
議会事務局次長	大 前 太 伸 君	企 画 調 整 課 長	松 波 宏 昭 君
企 画 調 整 課 長	浅 川 和 昭 君	企 画 調 整 課 長	高 島 工 君

会議に従事した事務局職員

議会事務局長 上 島 秀 友 君 議会事務局次長 大 前 太 伸 君

午後 2 時 20 分 開会

○議長（大橋基之君） ただいまより、平成 27 年奈良県広域消防組合議会第 1 回定例会を開催いたします。

本日の出席者は 25 名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、本日の会議を開きます。

管理者開会挨拶

○議長（大橋基之君） 日程に先立ちまして、管理者からご挨拶の申し出がございますので、これを許可いたします。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

先ほどの全員協議会に引き続きまして、平成 27 年第 1 回定例会を開催させていただきます。

本会議で審議いただきますのは、条例の一部改正が 4 件、平成 26 年度特別会計補正予算が 6 件、平成 27 年度一般会計予算 1 件、平成 27 年度特別会計予算が 12 件、財産の取得が 1 件、報告案件が 1 件、合わせて 25 議案でございます。

皆様方のご協力を賜りまして、慎重にご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大橋基之君） ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元のとおりでございます。

日程第 1 会期の決定

○議長（大橋基之君） 日程第１、会期の決定についてを議題といたします。
会期の件についてお諮りいたします。
本定例会の会期は、本日１日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決しました。

日程第２ 会議録署名議員の指名

○議長（大橋基之君） 日程第２、奈良県広域消防組合議会会議規則第６７条の規定により、会議録署名議員を指名いたします。
１３番、西浦正哲議員、１５番、下村正樹議員、以上の２名の方を指名いたします。

日程第３ 管理者行政報告

○議長（大橋基之君） 日程第３、管理者より行政報告を受けることにいたします。
森下管理者。

○管理者（森下 豊君） お手元に配付しております「行政報告」をご覧くださいと思います。

まず、１ページをお開きください。

写真は、大淀町で発生しました火災現場でございます。

４月から昨年１２月末現在までの出動件数は、建物火災１５４件、林野火災１３件、車両火災３１件、その他の火災１５５件で、組合管内での１日当たり１．３件の火災が発生していることになります。

続きまして、救急普及活動の一環で、昨年の１１月に一般財団法人救急振興財団から救急普及啓発広報車として寄贈された車両でございます。今後は積極的に応急手当の普及に活用してまいります。

救急出場は３万２、５７４件、搬送人数は３万５０５人で、少子高齢化に伴いまして右肩上がりの傾向にございます。

救助出動は４０７件、活動件数は２４５件、救助人員は２４６人でございます。組合管内での１日当たり１．５件の出動になります。主に高齢者の事故が大半を占めております。

２ページをお開きください。

橿原市で発生しました建物火災での指揮支援隊の活動状況でございます。

指揮支援隊が各署所へ出動した火災事案等への出動件数は、火災支援６０件、救助支援８件、救急支援２件、警戒支援１４件、その他１９件で、署所との連携を密にし、指揮の向上に努めております。

本部調査係の火災調査支援活動の状況としましては、建物火災が４０件、車両火災１８件、その他の火災１件に携わっています。

次に、３ページの表は、各区分を越えました火災及び救助事案に出動した一覧でございます。

４ページをお開きください。

昨年１２月に年末特別査察計画に基づきまして、各消防署におきまして大規模店舗の査察を実施し、従業員や来客者に予防指導を行いました。

下段は、本年１月に文化財防火運動の一環として、大神神社の巫女さんを招聘いたしまして、一日文化財防災官を務めていただきました。

５ページをお開きください。

法隆寺での消防訓練の様でございます。

文化財防火週間中、管内１３消防署が１７カ所におきまして消防訓練を実施し、所期の目的を達成いたしました。

下段は、山添村神野山に設置しました無線基地局の状況でございます。

消防救急デジタル無線設備の進捗状況は、７基地局のうち荒神基地局及び御杖牧場基地局はほぼ完成いたしました。神野山、吉野、西和、五條及び本部基地局につきましても順調に工事が進んでおります。また、高機能消防指令センター工事に伴う北館の庁舎は現在基礎工事に着手し、４月末頃の完成でございます。

６ページをお開きください。

写真は、２月２３日に総務省消防庁より無償貸与を受けました拠点機能形成車両でございます。装備は、空調付大型テント３基、トイレ２基、調理器具２基、発電機等々を搭載いたしまして、天理消防署に配備して、県内の各種災害をはじめ、緊急消防援助隊としてこの車両を効果的に運用する予定でございます。

本日、外に配置しておりますので、後でまたご覧いただけたらと思います。

最後に、奈良県消防学校の初任科生の訓練模様でございます。平成２７年度は新規職員３７人を採用いたしまして、４月から奈良県消防学校へ入校し、初任科及び救急科を履修し、１１月末に卒業し、各消防署に配属されます。今後におきましては、奈良県広域消防組合の将来の担い手となるよう期待しております。

以上で行政報告を終わります。

○議長（大橋基之君） ありがとうございます。

これで行政報告は終わりました。

日程第４ 議第１号 奈良県広域消防組合行政手続条例の一部を改正する条例について

○議長（大橋基之君） これより議案の審議に入ります。

日程第４、議第１号、奈良県広域消防組合行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第１号、奈良県広域消防組合行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例及びその他議案ファイルのインデックス議第１号をお開きください。

本案は、行政手続法の改正に伴いまして、行政指導をする際、許認可等の権限の根拠の明示、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに係る手続規定の追加、その他の所要の改正を行うものでございます。

○議長（大橋基之君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより議第1号の採決に入ります。

議第1号、奈良県広域消防組合行政手続条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） ご異議がないようでございますので、議第1号は原案どおり可決することに決しました。

日程第5 議第2号 奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大橋基之君） 続きまして、日程第5、議第2号、奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第2号、奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

インデックス議第2号をお開きください。

本案は、従来持ち家に対しまして住居手当を支給していた区分に対して、その支給することを廃止し、一律の基準で支給するための改正を行うものでございます。

○議長（大橋基之君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより議第2号の採決に入ります。

議第2号、奈良県広域消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、議第2号を原案どおり可決することに決しました。

日程第6 議第3号 奈良県広域消防組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大橋基之君） 続きまして、日程第6、議第3号、奈良県広域消防組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第3号、奈良県広域消防組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

インデックス議第3号をお開きください。

本案は、現在支給されています特殊勤務手当は、各特別会計で負担されている職員のた

めの規定であるため、平成２７年度以降に採用する新規職員の特殊勤務手当を一般会計において一律の基準で支給できるように所要の改正を行うものでございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより議第３号の採決に入ります。

議第３号、奈良県広域消防組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、議第３号を原案どおり可決することに決しました。

日程第７ 議第４号 奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大橋基之君） 続きまして、日程第７、議第４号、奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第４号、奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

インデックス議第４号をお開きください。

本案は、平成２６年８月の人事院勧告の実施によります給料表の減額改定に伴いまして、給料月額を算定基礎とする退職手当の支給水準が低下することから、調整額を増額するものでございます。

○議長（大橋基之君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより議第４号の採決に入ります。

議第４号、奈良県広域消防組合の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、議第４号を原案どおり可決することに決しました。

日程第 ８ 議第 ５号 平成２６年度奈良県広域消防組合桜井消防事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第 ９ 議第 ６号 平成２６年度奈良県広域消防組合五條消防事業特別会計補正予

算（第1号）について

日程第10 議第7号 平成26年度奈良県広域消防組合大和郡山消防事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第11 議第8号 平成26年度奈良県広域消防組合西和消防事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第12 議第9号 平成26年度奈良県広域消防組合宇陀消防事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第13 議第10号 平成26年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（大橋基之君） 次に、日程第8、議第5号、平成26年度奈良県広域消防組合桜井消防事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第13、議第10号、平成26年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計補正予算（第2号）までの6議案について、補正予算に関するものでありますので一括議題といたします。

森下管理者に順次説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） ただいまより、特別会計の補正予算につきましてご説明申し上げますが、「奈良県広域消防組合」という文言につきましては、重複する関係上、省略させていただきます。

まず、議第5号、桜井消防事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

インデックス議第5号、桜井特別会計をお開きください。

本案は、歳入歳出予算にそれぞれ5,768万5,000円を増額し、7億3,530万3,000円とする増額補正でございます。

歳出は、早期退職者2名分の退職手当費をはじめ、人事院勧告に伴います職員給与費等の不足分を措置するもので、歳入は、高規格救急自動車の財源といたしまして、国庫支出金から施設整備事業債への財源更正を行いまして、残りは分担金により、収支の均衡を図るものでございます。なお、組合債を増額するために地方債補正を併せて行うものであります。

続きまして、議第6号、五條消防事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

インデックス議第6号、五條特別会計をお開きください。

歳入歳出予算にそれぞれ1,159万8,000円を増額し、7億4,413万3,000円とする増額補正を行うものであります。

歳出は、主に人事院勧告に伴います職員給与費等の不足分を措置するものであり、歳入の分担金により、財源措置を行うものでございます。

続きまして、議第7号、大和郡山消防事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

インデックス議第7号、大和郡山特別会計をお開きください。

歳入歳出予算にそれぞれ3,757万円を増額し、7億5,159万6,000円とする増額補正を行うものであります。

歳出は、早期退職者1名分の退職手当費、再任用職員2名分の人件費及び人事院勧告に伴います職員給与費等の不足分を措置するものであり、歳入は、消防ポンプ自動車購入事業につきまして、広域化に伴います機能強化が認められ、緊急防災・減災事業債が適用されたため、組合債を増額し、残りにつきましては分担金による財源措置を行うものでございます。

続きまして、議第8号、西和消防事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

インデックス議第8号、西和特別会計をお開きください。

歳入歳出予算にそれぞれ880万円を増額しまして、17億3,614万8,000円とする増額補正を行うものでございます。

歳出は、主に人事院勧告に伴います職員給与費等の増額と車両等標識変更委託料の減額を行うものであり、歳入は、高規格救急自動車の財源としまして、施設整備事業債を新たに計上し、併せて地方債補正を行うものであります。

続きまして、議第9号、宇陀消防事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

インデックス議第9号、宇陀特別会計をお開きください。

歳入歳出予算にそれぞれ2,131万2,000円を増額し、11億8,427万5,000円とする増額補正を行うものであります。

歳出は、早期退職者4名分の退職手当特別負担金を措置するものであり、歳入の分担金によりまして財源措置を行うものでございます。

続きまして、議第10号、野迫川消防事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

インデックス議第10号、野迫川特別会計をお開きください。

歳入歳出予算にそれぞれ112万円を増額しまして、1,379万9,000円とする増額補正を行うものであります。

歳出につきましては、主に人事院勧告に伴います職員給与費等の不足分を措置し、歳入の分担金による財源措置を行うものでございます。

以上で各特別会計の消防事業補正予算についての説明を終わります。

○議長（大橋基之君） ありがとうございました。

ただいま6議案についての説明がございました。

質疑等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第5号、平成26年度奈良県広域消防組合桜井消防事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、議第5号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議第6号、平成26年度奈良県広域消防組合五條消防事業特別会計補正予算（第

1号)について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、議第6号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議第7号、平成26年度奈良県広域消防組合大和郡山消防事業特別会計補正予算(第1号)について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、議第7号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議第8号、平成26年度奈良県広域消防組合西和消防事業特別会計補正予算(第1号)について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、議第8号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議第9号、平成26年度奈良県広域消防組合宇陀消防事業特別会計補正予算(第2号)について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、議第9号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議第10号、平成26年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計補正予算(第2号)について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、議第10号は原案どおり可決することに決しました。

日程第14	議第11号	平成27年度奈良県広域消防組合一般会計予算について
日程第15	議第12号	平成27年度奈良県広域消防組合山辺消防事業特別会計予算について
日程第16	議第13号	平成27年度奈良県広域消防組合桜井消防事業特別会計予算について
日程第17	議第14号	平成27年度奈良県広域消防組合五條消防事業特別会計予算について
日程第18	議第15号	平成27年度奈良県広域消防組合大和郡山消防事業特別会計予算について
日程第19	議第16号	平成27年度奈良県広域消防組合西和消防事業特別会計予算に

		ついて
日程第 2 0	議第 1 7 号	平成 2 7 年度奈良県広域消防組合宇陀消防事業特別会計予算について
日程第 2 1	議第 1 8 号	平成 2 7 年度奈良県広域消防組合葛城消防事業特別会計予算について
日程第 2 2	議第 1 9 号	平成 2 7 年度奈良県広域消防組合吉野消防事業特別会計予算について
日程第 2 3	議第 2 0 号	平成 2 7 年度奈良県広域消防組合中和消防事業特別会計予算について
日程第 2 4	議第 2 1 号	平成 2 7 年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計予算について
日程第 2 5	議第 2 2 号	平成 2 7 年度奈良県広域消防組合香芝・広陵消防事業特別会計予算について
日程第 2 6	議第 2 3 号	平成 2 7 年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計予算について

○議長（大橋基之君） 次に、日程第 1 4、議第 1 1 号、平成 2 7 年度奈良県広域消防組合一般会計予算から、日程第 2 6、議第 2 3 号、平成 2 7 年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計予算までの 1 3 議案について、予算に関することですので、一括議題といたします。

管理者に順次説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 補正予算と同様に、「奈良県広域消防組合」という文言につきましては、重複する関係上、省略させていただきます。

まず、議第 1 1 号、一般会計予算についてご説明申し上げます。

別冊の「予算に関する説明書」の 1 ページをご覧ください。

歳入は、使用料及び手数料 5 0 万 9, 0 0 0 円、奈良県支出金 3 9 6 万 8, 0 0 0 円、繰入金 3 億 8, 1 5 8 万 1, 0 0 0 円、雑入 9 0 6 万 9, 0 0 0 円、組合債 2 2 億 7, 3 4 0 万円、合計 2 6 億 6, 8 5 2 万 7, 0 0 0 円であります。

2 ページをご覧ください。歳出は、議会費 1 8 2 万 8, 0 0 0 円、総務費 1 億 5, 1 3 2 万 6, 0 0 0 円、消防費 2 4 億 7, 5 9 1 万 2, 0 0 0 円、公債費 3, 6 4 6 万 1, 0 0 0 円、予備費 3 0 0 万円、合計 2 6 億 6, 8 5 2 万 7, 0 0 0 円であります。前年度と比較しまして 5 億 9, 2 9 8 万 6, 0 0 0 円、2 8. 6 % の増であります。

続きまして、議第 1 2 号、山辺消防事業特別会計予算についてから議第 2 3 号につきましては、各 1 2 区分の特別会計予算につきまして順次説明をさせていただきます。

まず、議第 1 2 号、山辺消防事業特別会計予算につきまして説明いたします。

別冊の「予算に関する説明書」の 3 1、3 2 ページをご覧ください。

歳入歳出の予算額の総額を 1 7 億 6, 9 9 2 万 7, 0 0 0 円に定め、前年度と比較しまして 1 億 4, 8 6 9 万 7, 0 0 0 円、7. 8 % の減でございます。

次に、議第 1 3 号、桜井消防事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

5 3 ページ、5 4 ページをご覧ください。

歳入歳出の予算額の総額を11億755万6,000円に定め、前年度と比較しまして4億3,114万8,000円、63.7%の増でございます。

次に、議第14号、五條消防事業特別会計予算について説明申し上げます。

75ページ、76ページをご覧ください。

歳入歳出の予算額の総額を8億523万6,000円に定め、前年度と比較しまして7,270万1,000円、9.9%の増でございます。

次に、議第15号、大和郡山消防事業特別会計予算につきまして説明申し上げます。

96ページ、97ページをご覧ください。

歳入歳出予算額の総額を7億3,426万7,000円に定め、前年度と比較して2,024万1,000円、2.8%の増でございます。

次に、議第16号、西和消防事業特別会計予算について説明いたします。

115ページ、116ページをご覧ください。

歳入歳出予算額の総額を16億4,230万円に定め、前年度と比較して8,504万8,000円、4.9%の減であります。

次に、議第17号、宇陀消防事業特別会計予算について説明いたします。

137ページ、138ページをご覧ください。

歳入歳出予算額の総額を11億144万7,000円に定め、前年度と比較して2,206万7,000円、2.0%の減でございます。

次に、議第18号、葛城消防事業特別会計予算についてご説明いたします。

159ページ、160ページをご覧ください。

歳入歳出の予算額の総額を4億7,113万円に定め、前年度と比較して6,603万4,000円、12.3%の減でございます。

次に、議第19号、吉野消防事業特別会計予算について説明いたします。

177、178ページをご覧ください。

歳入歳出予算額の総額を5億7,672万6,000円に定め、前年度と比べ1,500万1,000円、2.7%の増でございます。

次に、議第20号、中和消防事業特別会計予算について説明いたします。

197ページ、198ページをご覧ください。

歳入歳出予算額の総額を27億2,900万円に定め、前年度と比較しまして9,600万円、3.6%の増であります。

次に、議第21号、中吉野消防事業特別会計予算について説明いたします。

217ページ、218ページをご覧ください。

歳入歳出予算額の総額を7億4,797万9,000円に定め、前年度と比べまして1,992万4,000円、2.6%の減でございます。

次に、議第22号、香芝・広陵消防事業特別会計予算について説明いたします。

239ページ、240ページをご覧ください。

歳入歳出予算額の総額を12億7,389万7,000円に定め、前年度と比較して6,610万3,000円、4.9%の減でございます。

次に、議第23号、野迫川消防事業特別会計予算について説明いたします。

261ページ、262ページをご覧ください。

歳入歳出の予算額の総額を合計 9,554 万円に定め、前年度と比較して 9,486 万 1,000 円の増でございます。

以上をもちまして、平成 27 年度一般会計予算及び 27 年度各 12 区分の消防事業特別会計予算についての説明を終わります。

○議長（大橋基之君） ありがとうございます。

ただいま 13 議案についての説明がございました。これについて質疑等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

まず、議第 11 号、平成 27 年度一般会計予算について、原案どおり可決することに決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、議第 11 号を原案どおり可決することに決しました。

次に、議第 12 号、平成 27 年度山辺消防事業特別会計予算について、原案どおり可決することに決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、議第 12 号を原案どおり可決することに決しました。

次に、議第 13 号、平成 27 年度桜井消防事業特別会計予算について、原案どおり可決することに決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、議第 13 号を原案どおり可決することに決しました。

次に、議第 14 号、平成 27 年度五條消防事業特別会計予算について、原案どおり可決することに決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、議第 14 号を原案どおり可決することに決しました。

次に、議第 15 号、平成 27 年度大和郡山消防事業特別会計予算について、原案どおり可決することに決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、議第 15 号を原案どおり可決することに決しました。

次に、議第 16 号、平成 27 年度西和消防事業特別会計予算について、原案どおり可決することに決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、議第 16 号を原案どおり可決することに決しました。

次に、議第１７号、平成２７年度宇陀消防事業特別会計予算について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、議第１７号を原案どおり可決することに決しました。

次に、議第１８号、平成２７年度葛城消防事業特別会計予算について、原案どおり可決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、議第１８号を原案どおり可決することに決しました。

次に、議第１９号、平成２７年度吉野消防事業特別会計予算について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、議第１９号を原案どおり可決することに決しました。

次に、議第２０号、平成２７年度中和消防事業特別会計予算について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、議第２０号を原案どおり可決することに決しました。

次に、議第２１号、平成２７年度中吉野消防事業特別会計予算について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、議第２１号を原案どおり可決することに決しました。

次に、議第２２号、平成２７年度香芝・広陵消防事業特別会計予算について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、議第２２号を原案どおり可決することに決しました。

次に、議第２３号、平成２７年度野迫川消防事業特別会計予算について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、議第２３号を原案どおり可決することに決しました。

日程第２７ 議第２４号 財産の取得について

○議長（大橋基之君） 続きまして、日程第２７、議第２４号、財産の取得についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 議第 24 号、財産の取得について説明申し上げます。

条例及びその他議案ファイルのインデックス議第 24 号をお開きください。

本案は、葛城消防署の水槽付消防ポンプ自動車 1 台を更新するものでございます。入札の結果、6 社が応札し、株式会社モリタテクノス西日本営業部と 4,212 万円で仮契約をしております。

○議長（大橋基之君） ありがとうございます。

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより議第 24 号の採決に入ります。

議第 24 号、財産の取得について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、議第 24 号は原案どおり可決することに決しました。

日程第 28 報第 1 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

○議長（大橋基之君） 続きまして、日程第 28、報第 1 号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 報第 1 号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告についてでございます。

条例及びその他議案ファイルのインデックス報第 1 号をお開きください。

本案は、救急出動において発生させました損傷事故に係る損害賠償の額の決定についての報告でございます。

○議長（大橋基之君） 以上で、報第 1 号、損害賠償の額の決定の専決処分の報告を承りました。

少しの間、休憩いたします。3 時から開会いたします。

午後 2 時 55 分 休憩

午後 3 時 00 分 再開

○議長（大橋基之君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 29 一般質問

○議長（大橋基之君） それでは、日程第 29、一般質問を行います。

質問通告が来ておりますので、お手元に配付しております一般質問通告一覧表に沿って発言を許可いたします。

6 番、牧野雅一議員。

○6番（牧野雅一君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問通告どおり質問させていただきます。

消防広域化は既にご案内のとおり、大規模化する災害、高齢化に伴う救急搬送の増加等に的確に対応していくため、総務部門、通信部門を一元化することにより、現場部門を増強し現場力を高める目的で昨年4月から運用を開始し、間もなく1年を迎えようとしています。私は現在、組合議会議員25名を代表して監査委員の任命を受け、月例監査、定期監査等において、各区分毎に消防業務が適正に処理されているかどうか審査させていただいております。

これに関連して、最初に被服等の購入に関する契約について、これは監査においてもご指摘させていただきました。また、昨年12月に行政文書の開示請求を行った夏制服一式の購入に伴う契約でございますが、平成26年7月10日付で、件名、夏制服一式、契約金額、総額2万4,700円、納入期限、発注後3カ月以内とした物品売買契約書を締結しているにもかかわらず、各区分別に夏制服上半袖・長袖、夏制服下とばらばらに注文し発注しております。この契約は物品の単価契約ではなく、入札時及び契約においても一式単価となっております。このことについて監査においてもご指摘させていただいたところ、後日回答するということで、その回答をいただき、「県及び顧問弁護士に相談したところ、契約上何の問題もない」とのご回答をいただきました。

ただ、そこで疑問に思いましたことは、わざわざそういう方に相談しなければならないような入札契約内容に関して、十分に改善すべき点は多々見受けられると考えます。

また、防火衣の購入について、旧中和消防組合消防本部の時代に行った業者選定において選択された製品を、広域組織として業者及び製品を選択する入札手続等を行うことなく、随意契約を行い、購入しておられます。中和広域時代の入札時の業者のメンバー及び現在契約されておる業者との因果関係を、明瞭的確に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大橋基之君） 総務部長。

○総務部長（藤谷光弘君） 牧野議員のただいまのご質問に対してお答えさせていただきます。

まず初めに、一般競争入札において契約において一式でという表現があるにもかかわらず、単価で契約しておるという部分についてご説明申し上げます。

この契約に際しましては、先に業者に仕様書をお示しさせていただいております。その仕様書におきまして一式という表現はしておりますが、その一式の内容、上着、ズボン、ベルト、それを明示させていただきまして入札という形になっております。当然、契約の方におきましても一括という形で契約金額が決しました。その総額は、個々に上着、ズボン、ベルトという単価表示はしますが、合計額においてその一式の金額と同額となっております。

この部分におきましては色々ご質問もございましたので、関係各所に問い合わせたところ、契約におきましての公平性を阻害するものではなく、効率的な契約であるという回答をいただいております。

次に、防火衣の契約でございます。

先にご指摘がありましたように、旧中和広域消防組合で平成25年度末に防火衣の契約をいたしまして、その契約に基づいて単価契約をしておるわけでございますが、この防火

衣につきましては、広域化前の11消防本部が参加いたしました担当部会におきまして、新しく4月から広域が発足するに当たって統一していかなければならないという内容のもとで、一番近々に契約をされた中和広域消防組合の防火衣が一番機能的であり最新のものであるという観点から賛同を得ておるわけでございます。また、中和広域で行いました公募型プロポーザル方式の契約の内容におきましても、業者に予定価格を示し、その内容を説明させまして、職員の中から選ばれた現場に近い存在の6名によりまして点数評価をして、最も機能的であり扱いやすいものだという評価を得て決定したものでございます。それを新しい組合におきましても、その協議会で決定された内容を踏まえ、同じ仕様としたものでございます。なお、その関係でその業者が取り扱う代理店が特定のものとなったことから、随意契約としたものでございます。

なお、中和広域の入札におきましても、1メーカーだけではなく複数のメーカーがそれぞれプロポーザルに参加していただき、説明されて決定した内容でございます。

以上でございます。

○議長（大橋基之君） 牧野議員。

○6番（牧野雅一君） 今ご答弁いただいたような内容のことを監査のときにもご報告いただきました。その中で、中和広域時代、プロポーザル方式で業者選定をされました。その業者選定された中で、メーカーと代理店、その因果関係をお尋ねしたいのです。同じプロポーザルの入札に参加した業者さん、当時は辞退されて今現在契約されていると、代理店は1者しかないという回答をせんだって監査でいただきました。ここに関して、その品物を選択したことに関しては今おっしゃることを幾分かは理解させていただきますけど、この入札という業者選択という過程の中において、ただただ疑問に思う次第です。これ、押し問答しても一緒なんで、もう答弁は結構です。

時間もあまり長引かせることはできませんので、次の質問に移らせていただきます。続いて2つ目の質問ですが、第23回危険業務従事者の叙勲についてのご質問をいたします。

もと五條市の職員で、昨年11月11日、東京都で開催されました消防庁伝達式及び皇居の拝謁について、事務局の事務処理上のミスにより出席できなかったと聞いております。

この叙勲は、災害に対し日夜献身的な活動を続け、長年のご苦勞に報いるため、ご本人にとっては消防人生の集大成であり誉れでもあります。出席を楽しみにしていたご本人及びご家族にとっては大変残念な悔しい思いをされたと聞いております。なぜこのような事務処理上のミスが発生したのか、今後の防止対策、そして今回出席できなかったご本人さんに対する今後の対応をどのようにお考えか、答弁願います。

○議長（大橋基之君） 総務部長。

○総務部長（藤谷光弘君） ただいまの牧野議員のご質問に対してお答えさせていただきます。

ご質問にもございましたように、東京で行われる伝達式及び皇居での拝謁の出席につきましては、国の方から県を通じて調査報告書というものを送ってまいりました。この報告書につきましては、複数のシートになったシステム化された報告書の内容となっております。それによって出欠の報告を取ったわけなんでございますが、報告の提出の事務の流れにつきましては、叙勲受章者の出身地である五條消防署から本部に電子メールで出欠調査報告書が送付されてまいりました。五條署はシステム化された調査報告書に、出席、欠

席の両方のシートに記入して作成されましたことによりまして、システムの取り扱いで両方のシートに記入した場合、このシステムになっておる関係で、「出席者と欠席者を再確認」というエラーメッセージが出るわけなんですけれども、その出ていることを見落としたまま報告されました。また、本部においても、五條署から送付された電子メールでの出欠報告書を開いたときに欠席報告書が最初に表示されたことから、他のシートを確認せず、出席はないものと判断し、欠席として取りまとめ、県へ報告したものでございます。

今後は電子メールの報告だけではなく、担当ブロックに文書での提出や電話で再度回答内容を確認するなど、重複した確認方法を行い、今回のようなことが二度と発生しないように努力してまいりたいと思っております。

また、叙勲受章者に対しましては大変なご迷惑をおかけする結果となり、反省している次第でございます。

以上でございます。

○議長（大橋基之君） 牧野議員。

○6番（牧野雅一君） この経緯に関して、ほんまに些細な事務的なミスによって、長年何十年と消防行政に勤務された方、もう退職されて、今おうちで退職の生活を送っております。その中でこういう名誉なことをいただいて大変喜んでおられたはずです。その職員さんも、全て今ここにおられる広域の職員さんの大先輩であると思います。その方に対するそういう名誉なことが、こんな些細な事務のミスで失われたと。ご家族の方も、おそらく消防長も含めてそのおうちにお詫びにも行かれたと思います、そのときにどのような気持ちを持たれていたか十分に考えていただき、今後の対応も考えていただけたらと思います。

そして、1つお尋ねしたいんですけど、消防長がお詫びに上がったその後に、少しでもそういうチャンスをなくした方に対して慰労の思いを込めて、五條の署長に使いを頼んで、何がしかの着つけの準備やとか切符を手配していたとか、またその皇居の拝謁に鑑みてモーニングを誂えたとか、色んな準備をされていた。その分の費用だけでも見させていただけないかということ、五條の署長を通じてお伺いを立てたはずですよ。そのときにその当事者の方は、「お金の問題やない」とはねつけたということをご本人さんからも聞いております。そこでちょっとお尋ねしたいんですけど、その費用の捻出先はどこから捻出するというご予定でそういうお話をご提案されたのか、消防長、お答え願えますか。

○議長（大橋基之君） 消防長。

○消防長（平城 満君） 牧野議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、話の一部分が食い違っているように認識しております。私の、当日謝りに参りました、その席上で、今回のこのミスによって経済的な損失等々がございましたら、それについては我々職員がカンパをした上で相手方さんに弁償させていただくと、そのように申し伝えました。したがって、今ここに答えが入っておるんですけども、費用の捻出はカンパで賄うということが1点、それから五條消防署長に対してこの案件をどう云々というふうなことを指示下命したことは全くございません。

以上でございます。

○議長（大橋基之君） 牧野議員。

○6番（牧野雅一君） 本来でしたら、この受章予定者、受章はされていますけど出席さ

れなかったご本人さん、「こういう悔しい思いがあるので、是非この傍聴席に行かせていただきたい」と、本来同行する予定であったのですが、高齢でもあり、長時間にもわたりますので、「今回の傍聴はご遠慮させていただきます」ということで、今のお話をご本人がおられたら、明確なことがあったと思うんです。これを、過ぎたことを今とやかく言っても仕方ないので。

ただ、1つお願いしたいのは、前回の監査のときにもお願いしたように、今後、まだこの方は健在でおられます。些細なミスで今のこの秋の叙勲に関しては、色んなセキュリティの問題やとか手続の遅れやとかで皇居への拝謁はままならなかった。でも、やっぱりこういうチャンスを逃したのはご本人さんのせいでもなく、先ほどからご説明があったような単なる事務的なミスである。それを補うために、今言うようにお金の問題やないと。本人さんの気持ちを少しでも癒していただければ、来年以降、色んな順番もあるかと思いますが、再度ご拝謁できるような何がしかの手だてを模索していただけたらありがたいのかな。模索した上で、是非、受章は今回させていただいていますけど、ご拝謁に関しては何とか思いを届けさせていただけるような対応策をお願いしたいということを思います。

最後に、過去における定期監査において、先ほど指摘させていただいたような不条理な契約内容によって執行されていることに関して、私自身、監査委員として十分納得できないような、私が未熟がゆえに納得できないような部分も多々ございます。よって、今現在、監査委員として監査した資料、書類に関しては一切署名捺印はさせていただいていないのが現状でございます。

また、2月17日の月例定期監査の総括において、前回の議会においてご提言させていただきましたいじめ問題、このことに対して先ほど副消防長からのご報告もありましたが、そのことに対して私がご提言、お尋ねさせていただいたことでしたので、監査委員として改めてその後の経過、調査結果、解決に向けた対応はいかがなものかということをお尋ねさせていただきました。そのときに、「本日は会計監査であり、これは会計監査に関係のないことや」と。私は総括でお尋ねしている。監査の最中にお尋ねしたんでもない、総括のときにお尋ねさせていただきました。そのときに、「次の議会でお答えしますので、その質問は受け付けません」と、その日は終わりました。私はこのいじめ問題を一日でも早く、実際あるのであれば早く解決し、再発防止に努めていただくことにより、消防職員が使命感を持って職務に当たることを熱望した、そういう思いから前回、全員協議会でも発言させていただいた次第です。にもかかわらず、今回の幹部職員さんの対応について不信感を覚えるとともに、残念ながら消防本部と、監査委員の立場としての私との間の信頼関係を損ないました。

私としては本当に残念なことであり、今後監査委員として職務を続けることは広域消防の行政の運営に関して支障を来すという思いから、また、私自身も監査委員という職務を全うできないと判断し、任期途中ではございますが、この場をおかりして辞意を表明させていただきたく、また、議会から推薦いただきました議会議員の皆様方、また管理者に対して大変ご迷惑をおかけすると存じますが、ご理解をいただき、また改めて辞表の方は後日提出させていただきますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大橋基之君） それでは、続きまして一般質問を行わせていただきます。

21番、植村家忠議員。

○21番（植村家忠君） 議長のお許しをいただきましたので、私の方からは既に通告いたしております「広域消防における合理的な運営」ということで質問させていただきたいと思います。

ご承知のとおり、奈良県の広域消防組合は2014年4月1日に10市15町12村によって結成されました。その目的は、奈良県内におけるこのたびの消防の広域化によって、消防無線のデジタル化に対する費用負担等々を含めて、各町村の負担金の軽減というものが1つの大きなテーマであり命題でありました。また一方では、そういった広域化において消防力が強化できるというようなこともこの広域化の趣旨でありました。そういう中で、当然我々も町村の首長として、この準備等々で色んな会議にも出席させていただきました。そういう中で、かなり費用の軽減という部分について私も厳しく色んな提言をしてまいりました。しかし、今年度の予算書を見たときに、残念ながら失望を禁じ得ませんでした。

先ほど来、各特別会計等々も色々説明をいただきました。そういうものを分析しておりますと、軽減の努力がどこまであったのか。また、こういう部分を見ていると、従来の消防本部単位で競い合って車両を買ってきた、そんな残存が今も残っているなど。機材の更新や、また庁舎のリニューアル、また一方では車両のオーバーホール等々に多額の予算を計上せざるを得なかった、そういったものは原因はどこにあるのか、そんな思いもしているわけであります。今後ともこういった予算を計上していくことは、平成33年までの自賄い期間において、まだまだ消防車のオーバーホールや更新、そしてまた職員の数の削減といったものが実現していかないのではないかという大きな不安を覚える次第であります。

今、奈良県の広域消防本部の規模は、職員数が1,289人、そして消防署の数が18、出張所が7、分署が8で分遣が3、合計36カ所あります。消防車両は187台、大変大きな規模であることはご承知のとおりであります。私は今回、人口規模が似たような他府県の例を幾つか参考資料として取り寄せました。

例えば堺市、人口が84万人程度でありまして、職員数は963、消防署数は9、出張所の数も9、18ぐらいですね。そして消防車両は111台。岡山市は72万ぐらいですが、職員の定数683、消防署の数は5、分署数が1、出張所の数が14、そして車両は81台。静岡も大体71万ぐらいですが、職員数は774、消防署の数は6、分署は1、出張所が16、そして消防車両が83台。浜松市は約80万人、それで職員定数が893、消防署の数は7、出張所の数が19、そして車両が143であります。

先ほど申し上げた奈良県においては、職員の数が1,300人に近づいている。こういった今のこの規模、概要について、まず消防長からその所見をお尋ねしたいと思います。

答弁によりましては、自席から再質問等々で議論をさせていただきたいと思います。

○議長（大橋基之君） 総務部長。

○総務部長（藤谷光弘君） ただいまの植村議員のご質問の中で予算また装備等々のことがございました。予算につきましては総務部の担当となっておりますので、予算編成につきましてご回答させていただきたいと思います。

今回の予算編成に当たりましては、ご存じのように一般会計と特別会計という2つに分かれておるわけでございます。各特別会計におかれましては、各特別会計の構成市町村の

財政担当者とも十分協議をされながらその予算を編成されたということを聞いております。ですから、十分にその不必要な部分はそぎ取られたものだと感じております。また、一般会計予算におきましても、先ほどお示しした内容でございますが、一般財源ベースで前年度に比べまして6,764万円の増額となっております。主なものは、平成27年度の採用職員の経費1億7,528万9,000円、また公課費2,249万3,000円、総務省の派遣人件費1,338万5,000円、どれも必要とされるものと精査しております。

また、特に平成27年度予算額で最も多い平成27年度の採用職員の経費1億7,528万9,000円を予算総額から除いたといたしますと、前年度よりも1億764万9,000円の減額となるわけでございます。また、詳細な部分ではございますが、本部の需用費等の一部を各課に配付するのではなく、総務課に一括配当させていただきまして、共通で使用する物品を統括管理する方法もとらせていただいております。今後も今以上に予算額や使用目的を精査いたしまして、予算軽減に努力しなければならないと思っております。

続きまして、車両等の関係につきましては、警防部長の方から説明申し上げます。議長、よろしくお願いいたします。

○議長（大橋基之君） 警防部長。

○警防部長（中南仁克君） 植村議員のご質問にお答え申し上げます。

車両の更新、そしてまたオーバーホールについてお答え申し上げたいと思います。梯子車の安全基準におけるオーバーホールの必要性といたしまして、特に梯子車は機構が複雑で安全性や確実性がより強く求められる車両で、長期間にわたって安全性や性能を維持するために、通常の保守点検に加え、一定年数経過後に専門技術者によるオーバーホールが必要となるものでございます。安全な使用を行うため多額な費用がかかり、予算編成が難しい状況下ではありますが、有事の際、職員の安全確保だけでなく、住民の安全を確保するため必要不可欠なオーバーホールを実施していただきたいと思います。また、車両の更新基準でございますが、各11区分におきましては基準が異なっているのが現状でございます。そして人員の運用につきましては、各署所それぞれ乗りかえ運用を行っているのが現状でございます。

今後、こういったことを精査いたしまして、統一した基準の見直しを図り、特に大型車両等の減車、また配置署の見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（大橋基之君） 植村議員。

○21番（植村家忠君） 私が質問させていただいた内容と答弁とがかみ合っていないんですね。予算の数字が大きいということをどうのこうのと言っているんじゃないんです。予算の規模で広域消防がスタートしたけれども、果たしてこれだけの車両や人員等々が必要なのかということを私は申し上げたんです。それをまた答弁いただいていると、30分しかないようでございますので、多分時間を大幅に超過しそうでございますので、まず私の方から少し分析をしながら申し上げておきたいと思っております。

先ほども例を出しましたように、堺や静岡、浜松といった、やや似通った人口規模のところでこれだけの数字なんですと、それなのに我々のは少し過剰過ぎるんじゃないんですかと、こういうふうに申し上げたわけです。当然スタートが、各消防本部があった中での言えば合併みたいな形での広域化ですから、このスタート時点、ややいたし方ない点も

あるかと思います。ただ、先ほど総務部長の方からも答弁がございましたが、我々の財政担当者は、こういったことを私が常に口を酸っぱくして言っておりました関係上、財政担当者会議ではかなり色々と発言をしてきたけれども、多勢に無勢でかき消されましたという報告が入っております。

こういったことで、今までと同じように、極端な言い方をしたら、あそこにこんな最新の機材が入ったから、うちも買わなきゃいけない。こういう競争したように買ってきた結果が、例えば梯子車、今、奈良県は10台あるんですよ。ところが堺市は13台、これは確かに工業地帯でもありますから当然必要かもしれません。しかし、岡山市は4台、静岡は6台、浜松は7台。そう考えると、今、我々の梯子車が10台。今、奈良県の道路も大変よくなりました。中和幹線、京奈和、南阪奈、色んな道路ができました。サイレンを鳴らして30分以内で到達する地域というのはほとんどありますよね。極端な言い方をしたら、半分の5台でも済むんじゃないか。こういったことをやっぱり検討していくべきではないかと。今すぐに5台にしないとは言いませんけれども、こういったことを私は申し上げておきたい。

特に梯子車については、私はこの質問をする前に色々とデータをいただきました。そういう中で、梯子車の過去5年間の出動データを下さいと申し上げて、いただきました。5年間で零回とか4回とか3回とか。極端な言い方をしたら、高い荷物を持っているけれども、ほとんどが使われていない。そういったものに対して更新したら約2億円かかるんですね。そして今回もメンテナンス、桜井の特会にもありました3,700万円も書かれている。3,780万と特会に入っています。これははっきり申し上げて、一回も使っていないとは申しません、桜井は5年間で4回出動したと書いています。1年に1回は出ていない。だけど期限が来たらオーバーホールをするんだと。普通に考えたら、オーバーホールだけで高級外車フェラーリが1台買えますね。これは大体どれぐらいの期間でオーバーホールをやっているんだというのと、大体五、六年ですと。そして25年したら更新するんだと聞きました。そうすると、その間に大体4回オーバーホールをする計算になります。3,700万掛ける4回、2億8,000万強、3億。そしてこの10台を5台にしたら、10億円安くなる。

また一方、工作車、これも非常に高額な車両であります。こういったものが奈良県は14台ある。しかし、浜松は9台、静岡は6台、岡山は7台、堺市は4台。堺市は化学消防車というのが10台あるそうですけれども、奈良県は6台、浜松は4台、静岡は6台。こういったように、車両についても極めて多過ぎます。多過ぎるのではないかと私は思っています。例えば、過去もそういう例がありますが、指揮車の車両だけでも奈良県は23台ある。浜松は9台、静岡は12台、そして堺は12台。ポンプ車に至っては奈良県は44台、浜松、堺は22台。こういうふうな状況で、車両数についても当然見直しをする必要があるのではないかなと、こういうふうに思うわけであります。

人数ですけれども、人員についても当然、今すぐこれだけの人数を一気に削減するというのは、それは生首を切るというわけにいきませんから、当然こういうものは非常に計画をもって減らしていかなきゃいけない。だけどやっぱり、こういう他の例を見ると、奈良県は300人減らしても十分ではないか。これを何年かけてやっていくかは別ですよ。そうすると、300人減らしたとしますと、大体、年間1人当たりの職員の経費というのを

500万ぐらいに換算しますと、1年間に15億ずつ削減できるんです。

確かに我々は今、33年まで自賄いでやっていくということで、そういったものに対して既に計画を作ったじゃないか、だから34年以降やっていきましょうよというのが、答弁を求めたらそういう答弁が来ると思うんです。でも、こういう形で今回も色んな特会で、いやポンプ車だ、梯子車だ。来年も一杯予定されていますよ。来年以降の各消防署における車両の更新だ、オーバーホールだ。見ていたらどんどんどん並んでいる。毎年数億円ずつの、無駄とは言いませんが、そういうものが計上されてくるだろう。これ、自賄いの間だけこのままでやっていくんだということだったら、34年になったときにはとんでもない数の車両、そしてとんでもない経費を必要とする職員等々がいて、各自治体の負担が、当初の目的どころか負担増になるというのは目に見えているというように思いませんか。

各部長から答弁をいただきましたが、総括的にまず平城さん、消防長の所見を聞かせてください。

○議長（大橋基之君） 消防長。

○消防長（平城 満君） 植村議員のご質問にお答えさせていただきます。

なるほど議員ご指摘のとおり、職員の数、それから見ていきますと、当然のことながら消防車両台数等々につきましては相当多いような感じがいたします。しかしながら、奈良県広域消防というのは、おそらく議員さんもお存じかと思えますけれども、その管轄面積におきまして全国第2位なんです。したがって、一部の地域で人口が集中しているような、例えば堺市さんとか大阪市さんとか、その辺の地形・地物的なところが違いますので、若干そういうふうなところに関しましては今後勉強させていただきたいと思っております。当然のことながら、各種の面におきまして所期の目的に沿ったような格好でやっていかなければならないということに関しましては十分我々も承知しているところでございます。また、本署が18、出張所や分署を含めまして36署所がございます。これもやはり広大な面積をカバーしていくために必要なところでございます。36も署所があるということは、それぞれ必要な車両装備、消防装備等々が必要になってまいりますところでございますので、中長期的な課題といたしまして、その辺につきましては我々も勉強させていただきますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（大橋基之君） 植村議員。

○21番（植村家忠君） 奈良県の所管の範囲、面積が非常に大きい、そういうご答弁をいただくだらうと思っていました。でも、その奈良県、我々人間が居住可能な面積はそのうちの何%だというふうに思っていますか。十津川村だって川上だって、吉野郡の郡部等々、人間が住める面積は非常に少なく、ほとんどイノシシや猿や熊や鹿がいるような場所が大半です。そんな山へ梯子車を持っていくんですか、消防自動車を持っていくんですか。だから、そういうふうなのは一種の言い訳にすぎないと私は思いますよ。もちろん、そういう山火事があったときはへりなり何なりで対応していかなくやいかんでしょうけれども、面積が広いから車両が要するというのは、私は答弁としては全くなっていないと。例えば浜松なんか1,600平方キロ。奈良県広域は今申し上げた山を入れて3,300平方キロ。約半分なんですね、浜松は。だから、私は今のようないい訳に近いような答弁をいただいて、「そうですか。じゃ、車両、やっぱり要りますね」と、これは納得できませんな。

もう一度梯子車の話をしますけれども、ほとんど出動していない梯子車が10台ある。そしてそういう中では、たまにそういうことで出動していったら、道路のカーブが窮屈で、梯子がひっかかって回り切れなかったといって帰ってきた。もしくは、現場へ着きました。道路幅が狭くて、梯子車を伸ばそうとしたら電線や建物にひっかかるというような事態があって作動しませんでしたと。ただ買うだけ買って、使えないような現実には直面しているのにもかかわらず、まだ買おう、オーバーホールしよう、10台要るんだと、こういった感覚でもっていくと、幾らお金があっても足りませんよ。全部、住民の税金、県民の税金に反映していくんですよ。

だから私は、今回スタートした時点では色んな部分では仕方がない。しかし一方では、将来を考えると、「33年までの自賄いの期間は、もう少し様子を見るんだ」なんて悠長なことを言わないで、この部分についてしっかりとメスを入れていただきたい、こういうように思うんです。

先ほども申し上げたように、今回の広域化の実態というのは、従来あった各消防本部が集まった形で今の広域消防ができたというのが現実なんです。そして、今申し上げたように、33年まで自賄いで運営していくことによって、お互いに全体の危機感というのが共有できない部分がありますから、どんどんどんどん、コスト削減どころかコストのアップにつながっていく危険性がある。

これも今回の特会を見ていただければ一目瞭然であります。そういう中で、あまり細かい点を言いますと、ちょっとその部分で失礼もしくは傷をつけることがあるかと思しますので申し上げますが、今年度は仕方がないけれども、来年度以降もう一度こういったことを、原点に戻って、車両、職員、施設、そういったものに対して、見直していこうというふうな風潮が必要ではないかと思うんでありますけれども、管理者、こういったことに対して所見をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大橋基之君） 管理者。

○管理者（森下 豊君） 植村議員の質問にお答えしたいと思います。

私も議員とほとんど同じ物差しで物事をはかっているものですから、考え方としてはほとんど変わりません。今言っているように、使っていない梯子車が沢山あるということも含めましてですけれども。ただ、我々が今始めました全国初の広域の消防なんです。11の消防が一緒になって、これからはもっと強い消防力を持った、そして作っていこうということで全国で一番最初に作られたものでございます。それだけに、今、実はこの職員さん、現場の職員さんもそうですが、わかっているのは、この11の消防広域も含めてですけれども、すごい温度差が色々、それぞれが持っている消防力に差があるというのを今、実感しているところです。それは今まで持っていた資機材も含めてですけれども、どこまでうまく使っているのか、使えてきたのか。しかし、それをしっかりと使えてきた広域消防も実はあるわけでありまして、その辺をしっかりと、足元を今ずっと見詰め直している時期かなという思いはしています。

しかし、消防長、本部の方からですけれども、平成30年に向かってしっかりした消防力、消防の強靱化ということで大変なメニューを今預かっているところであります。それに伴いまして消防力が増してくると同時に、やっぱり量的にも質的にも色んなものを減らしていくことができるというふうに私は考えています。しかし、自然と待っていてもこれ

は仕方ありませんので、その形を、しっかりとした将来のビジョンを早い時期に、広域の消防としての将来のビジョンをやはり出していかなきゃいけないのではないかなと、そんなふうに今思いました。

以上です。

○議長（大橋基之君） 植村議員。

○21番（植村家忠君） 管理者も私と近いような観点を持つということで、安心いたしました。今の思いの中で、私は是非1つ提案をさせていただきたいと思うんです。

本来の広域消防のあるべき姿を考えてみたときに、まず全ての関係者が自ら身を切る覚悟を持って事に当たらなければ、真の広域消防、理想的な広域消防は完成しないと考えております。

そういう意味でも、車両の思い切った削減、職員の削減のみならず、消防署の統廃合もやり抜くんだという固い信念と聖域なき改革を実行していただいてこそ、初めて奈良県の理想的な広域消防が誕生し、成長すると考えております。

先ほど来再三申し上げているように、自賄いの期間は33年度までであるからということで放置せずに、今すぐ手をつけていくべきだと考えております。そして今、前向きな管理者の答弁もございました。即、今年度中に合理化に関する検討委員会を立ち上げていただいて、今日まで作ってきた計画、特に自賄い期間の計画を含めて、今私も少し判断が甘かった、認識が不十分だったという思いを持っております。この検討委員会を今年度中に立ち上げていただいて、数年の間にそういった意味の是正をした、今申し上げたような理想的な広域消防の姿を検討するための委員会を是非作っていただきたい。この構成については当然、管理者サイド、事務局サイド、そして我々今日出ております議会サイド、そしてまた一方では消防に詳しい有識者の方々、それほど沢山の人数は要らないと思いますけれども、そういった構成で是非立ち上げていただくことを管理者には決断していただきたいと思います。管理者の決断のほどを最後にお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（大橋基之君） 管理者。

○管理者（森下 豊君） 植村議員の質問にお答えいたします。

先ほども言いましたけれども、我々は大変大きな消防力のある組織を作ることができました。そして、それを今後成長させていくという過程にこれから入ってまいります。焦らなくてはいけないこと、それから優先順位をしっかりとつけて、その中で実践していかなければならないこと、これは多々あると思います。それを議員がお望みのように急速にできるものと、ゆっくり取り組んでいかなければならないものと、私はあるように考えます。

ただ、将来にわたるビジョンというのは、議員がお述べのように、これはしっかりとしたビジョンを今期早いうちにしっかりと立てなければならぬ、私もそんなふうに思いますので、広域内でそれに取り組むということをこの場でお約束したいというふうに考えております。

○議長（大橋基之君） 植村議員。

○21番（植村家忠君） 今の管理者のご答弁を了として、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

それと、ちょっと関係ないんですけど、この議会運営上の問題なんですが、一般質問が議案の議決を終わった後での順番になっています。これはやっぱり少しおかしいんじゃない

いでしょうか。中には採決が終わったと。というのは、例えば今後、中にはこの議案はおかしいから賛成できないとか、正した結果、反対か賛成か決めるというような事案、議案が一杯出てくると思うんですね。だから、一般質問の順序というのが逆だということに思いますが、そういった点、検討していただきたいと思います。

○議長（大橋基之君） わかりました。各議会での一般質問の最終的な委員長報告とかあるんですが、今回は最初の奈良県広域でございますので、こういうふうな形には事務局の方が進めるといいますので、今後また検討させていただいて、質問そしてまた疑問も抱かれないような議会を進めていきたいと思っておりますので、ご了承の方よろしく願いいたします。

以上をもって一般質問を終わります。

管理者閉会挨拶

○議長（大橋基之君） 以上で本日の議事を全て終了いたしましたので、本定例会を閉会いたします。

平成27年奈良県広域消防組合議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、終始熱心にご審議を賜るとともに、議会運営にご協力を賜りましたことに厚くお礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ここで、管理者よりご挨拶の申し出がございますので、これを許可いたします。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、大変長時間にわたります慎重なるご審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

今後におきましても、消防長を筆頭に組合員全員で、業務に引き続き一步一步着実に努力してまいり所存でございます。議員各位のさらなるお力添えをよろしくお願いするとともに、これから一層成長していきますこの広域消防署をしっかりと見詰めていただきたいなど、そんなふうに思います。

先ほど言いましたけど、外に緊急消防援助車がありますので、今日は是非とも、お時間のある皆さん方には視察して、しっかり見て帰っていただけたらと思います。

以上でございます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（大橋基之君） 以上をもちまして、平成27年奈良県広域消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 橋 基 之

署 名 議 員 西 浦 正 哲

署 名 議 員 下 村 正 樹